

久喜市水道事業経営戦略

(案)

令和9年〇月

久喜市水道事業

目 次

1 経営戦略改定の趣旨	1
1.1 改定の趣旨	1
1.2 位置付け	1
1.3 計画期間	1
2 事業概要	2
2.1 事業の沿革	2
2.2 事業の現況	3
2.3 これまでの主な経営健全化の取組み	5
2.4 経営比較分析表等を活用した現状分析.....	6
3 将来の事業環境	19
3.1 給水人口の予測	19
3.2 水需要の予測	20
3.3 料金収入の予測	21
3.4 組織の見通し	22
4 経営の基本方針	23
5 投資・財政計画（収支計画）	24
5.1 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明.....	24
5.2 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組みや今後検討予定の取組みの概要..	32
6 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	33

1 経営戦略改定の趣旨

1.1 改定の趣旨

本市水道事業では、安全・安心な水道水の安定供給と安定した経営を続けていくため、令和5年3月に水道ビジョンと経営戦略が一体となった「久喜市水道ビジョン（経営戦略）」（以下「本市水道ビジョン」という。）を策定し、健全な事業の運営に努めてきました。

本市水道ビジョンにおける基本理念や理想像は、計画策定時から変わらない一方で、計画策定から4年が経過し、その間にコロナ禍や物価上昇などによる社会経済情勢の変化に加え、令和8年4月に埼玉県水道用水供給事業の料金（以下「県水単価」という。）の改定が実施されたことにより、本市水道事業を取り巻く経営環境は厳しい状況へと変化しています。

このような中、大きな経営環境の変化に対応し、安定経営を継続するために、本市水道ビジョンにおける「水道事業の将来像」及び「目指すべき方向性」は踏襲した上で、経営戦略のみを切り離し、より一層経営と財政の課題に着眼した実践的な計画として、「久喜市水道事業経営戦略」（以下「本経営戦略」という。）を改定しました。

1.2 位置付け

本経営戦略は、「第2次久喜市総合振興計画」や国土交通省の「新水道ビジョン」、本市水道ビジョン等の既存の計画との整合を図り、総務省の「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び「経営戦略策定・改定マニュアル」を基に策定しています。

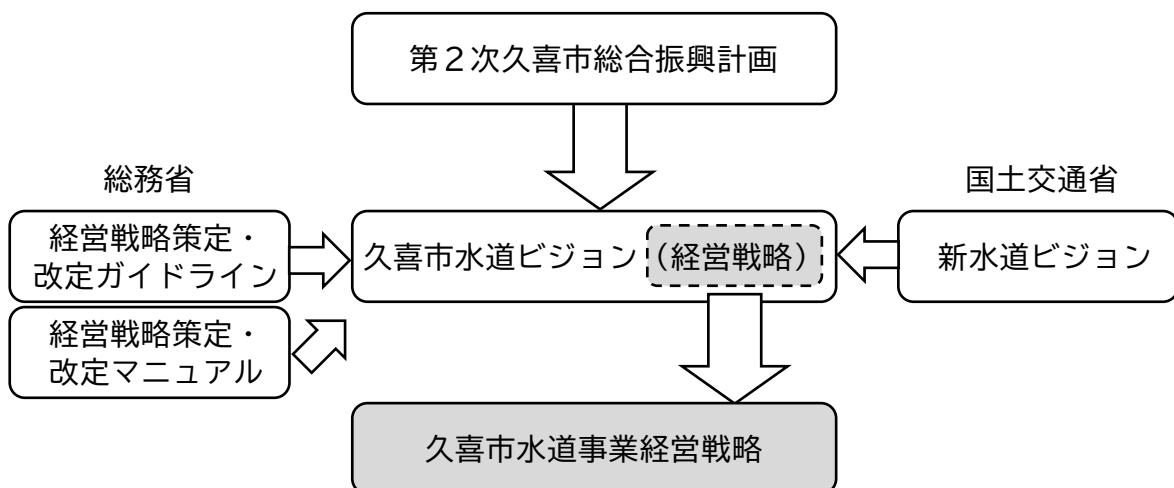


図 1-1 経営戦略の位置付け

1.3 計画期間

計画期間は令和9年度から令和18年度の10年間とします。

2 事業概要

2.1 事業の沿革

旧久喜市では、昭和 34 年 3 月 31 日に計画給水人口 15,000 人とし水道事業の創設認可を受け、7 回の拡張事業を行いました。旧菖蒲町では、昭和 34 年 2 月 9 日に計画給水人口 5,000 人とし簡易水道事業の創設認可を受け、4 回の拡張事業を行いました。旧栗橋町では、昭和 33 年 3 月 31 日に計画給水人口 5,000 人とし簡易水道事業の創設認可を受け、8 回の拡張事業を行いました。旧鷺宮町では、昭和 45 年 3 月 31 日に計画給水人口 20,000 人とし水道事業の創設認可を受け、3 回の拡張事業を行いました。その後、平成 24 年 4 月 1 日に旧 1 市 3 町の水道事業が統合し、計画給水人口 157,900 人とし統合認可を受け、水道事業を運営しています。

表 2-1 水道事業の沿革

年度	旧久喜市	旧菖蒲町	旧栗橋町	旧鷺宮町
S32			簡易水道事業 (S33. 3. 31) 計画給水人口：5,000人	
S33	創設事業 (S34. 3. 31) 計画給水人口：15,000人	簡易水道創設 (S34. 2. 9) 計画給水人口：5,000人		
S35			第1期拡張事業 (S35. 9. 19) 計画給水人口：8,000人	
S37			第2期拡張事業 (H37. 12. 18) 計画給水人口：13,000人	
S39	第1期拡張事業 (S40. 1. 6) 計画給水人口：15,000人	創設変更 (S40. 3. 31) 計画給水人口：5,000人		
S40	第2期拡張事業 (S40. 12. 23) 計画給水人口：44,000人			
S41		第1期拡張事業 (S42. 3. 24) 計画給水人口：10,000人	第3期拡張事業 (S42. 3. 31) 計画給水人口：14,000人	
S42			第4期拡張事業 (S43. 3. 31) 計画給水人口：14,000人	
S44	第3期拡張事業 (S45. 3. 13) 計画給水人口：58,000人		第5期拡張事業 (S45. 3. 31) 計画給水人口：20,000人	創設事業 (S45. 3. 31) 計画給水人口：20,000人
S45		第2期拡張事業 (S46. 3. 31) 計画給水人口：20,000人		
S49	第4期拡張事業 (S50. 3. 31) 計画給水人口：70,000人 吉羽浄水場増設			創設変更 (S49. 8. 26) 計画給水人口：20,000人 井戸1本追加
S51			第6期拡張事業 (S52. 3. 31) 計画給水人口：20,000人	
S53				第1期拡張事業 (S53. 9. 16) 計画給水人口：28,000人
S54	第5期拡張事業 (S55. 3. 31) 計画給水人口：70,000人			
S55		第3期拡張事業 (S56. 3. 20) 計画給水人口：23,100人	第7期拡張事業 (S56. 3. 16) 計画給水人口：21,800人	第2期拡張事業 (S56. 3. 25) 計画給水人口：33,000人
H1	第6期拡張事業 (H元. 12. 27) 計画給水人口：73,000人			
H3			第8期拡張事業 (H4. 3. 31) 計画給水人口：37,000人	
H4				第3期拡張事業 (H5. 3. 31) 計画給水人口：46,000人 八甫浄水場拡張
H6	第7期拡張事業 (H7. 3. 31) 計画給水人口：83,700人			
H10		第4期拡張事業 (H10. 6. 30) 計画給水人口：28,000人		
H23	久喜市水道ビジョン～久喜市水道事業基本計画～ 策定			
H24	水道事業の統合（計画給水人口157,900人）			
R4	久喜市水道ビジョン（経営戦略）策定			

2.2 事業の現況

2.2.1 概要

令和7年度末時点の給水人口は約15万人で、一日平均給水量47,321m³、一日最大給水量が50,714m³となっています。

表 2-2 水道事業の概要（令和7年度末時点）

計画給水人口	157,900 人
計画一日最大給水量	64,900 m ³
行政区域内総人口	150,508 人
給水人口	150,444 人
給水戸数	71,288 戸
給水栓数	69,892 栓
配水量（年間）	17,272,172 m ³
有収水量（年間）	15,996,951 m ³
一人一日平均給水量	315 リットル
一日最大給水量	50,714 m ³
有収率	92.6 %
有収水量密度	194.1 千 m ³ /km ²
法適（全部適用・一部適用）非適の区分	地方公営企業法全部適用

2.2.2 施設

本市水道事業は、埼玉県水道用水供給事業から受水している浄水（以下「県水」という。）及び地下水を水源としています。令和7年度末時点の施設能力は55,397m³/日、施設利用率は85.4%、最大稼働率は91.5%となっています。水道施設としては6か所の浄水場があり、すべての浄水場の主な水源は県水ですが、吉羽浄水場のみ深井戸からの地下水も水源としています。なお、年間配水量の水源の割合は県水96.6%、地下水3.4%となっています。

表 2-3 施設能力（令和7年度末時点）

水源	地下水、県水受水
施設能力	55,397 m ³ /日
施設利用率	85.4 %
最大稼働率	91.5 %

※「水道統計」の数値をもとに算出

表 2-4 水道施設の概要

施設名称	竣工年度		水源種別	浄水処理方法	配水池	
					設置数	有効容量(m³)
吉羽浄水場	S47	1972	県水、地下水	除鉄・除マンガン、消毒	3	16,300
本町浄水場	S57	1982	県水	—	1	13,000
森下浄水場	S49	1974			2	6,200
佐間浄水場	S48	1973			3	10,231
鷺宮浄水場	S48	1973			1	2,500
八甫浄水場	S55	1980			3	13,000
合計					13	61,231

2.2.3 管路

水道管路の総延長は、令和7年度末時点で約918kmであり、そのうち導水管は約4.5km、配水管は約913kmとなっています。

表 2-5 管路の概要

管路区分	延長(m)
導水管(φ200mm～500mm)	4,482
配水本管(φ300mm～800mm)	55,513
配水支管(φ50mm～250mm)	857,648
合計	917,643

2.2.4 料金

現在の料金設定は、収入の安定性や公平性を考慮し、口径ごとの基本料金と水量料金の二部料金制を採用しています。

表 2-6 水道料金関係各表

(税抜)		(税抜)	
基本料金表		水量料金表	
口径	金額 (1か月あたり)	使用水量	1m ³ あたりの金額 (1か月あたり)
13mm	910 円	10m ³ まで	60 円
20mm	1,280 円	11m ³ ～20m ³	120 円
25mm	4,900 円	21m ³ ～30m ³	180 円
30mm	8,400 円	31m ³ ～50m ³	220 円
40mm	16,320 円	51m ³ ～100m ³	240 円
50mm	29,150 円	101m ³ ～500m ³	260 円
75mm 以上	77,000 円	501m ³ ～1,000m ³	270 円
		1,000m ³ ～	280 円

(税抜)	
臨時料金	
1m ³ あたり	800 円

※建築工事やその他事由により一時的に水道を使用する場合に適用される料金。

(税抜)	
水道利用加入金表	
口径	金額
13mm	130,000 円
20mm	350,000 円
25mm	600,000 円
30mm	930,000 円
40mm	1,880,000 円
50mm	3,220,000 円
75mm	8,690,000 円
100mm	17,830,000 円

2.2.5 組織

本市水道事業の職員数は、令和7年度末時点において28人となっています。
内訳としては、損益勘定職員が22人、資本勘定職員が6人となっています。

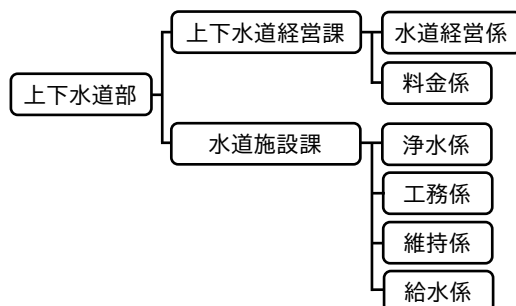


図 2-1 組織図

2.3 これまでの主な経営健全化の取組み

2.3.1 広域連携の取組み

埼玉県水道広域化全体会議や埼玉県第1ブロック水道広域化検討部会への参加を通じて、県や近隣事業体との多様な広域化について協議を行っています。

今後も、水道事業の基盤強化を図るため、埼玉県水道整備基本構想（埼玉県水道ビジョン）を踏まえ、他事業体との協議や情報収集を行い、多様な広域化や実現可能な共同化について検討していきます。

2.3.2 民間委託の活用

水道料金等徴収業務については、検針業務から料金徴収にわたる一連の業務等を一括して民間委託しています。また、各浄水場の運転管理を民間委託し、費用の削減と業務の効率化に努めています。

今後も、水道施設の適切な管理やサービス水準の維持・向上、更なる費用の削減等を実現するため、PFIの活用など、本市水道事業にとって望ましい方策を調査・検討していきます。

2.3.3 アセットマネジメントの実施

本市水道ビジョンの策定に併せ、アセットマネジメントの手法により、水道施設の現状及び将来の見通しを把握するとともに、各施設の重要度・優先度に応じた更新時期を設定しました。

これにより、令和5年度から令和44年度までの40年間の水道施設の更新需要の算出と財政収支の見通しを作成し、安定した経営状況を維持しながら、着実な施設の更新を行っています。

2.4 経営比較分析表等を活用した現状分析

2.4.1 令和6年度経営比較分析表を活用した現状分析

本市水道事業の経営状況について、総務省が定めた「経営比較分析表」を用いて分析しました。経営比較分析表は、経営の健全性・効率性及び施設の老朽化を表す指標の経年比較や類似団体との比較などで構成されています。

2.4.2 経営比較分析表における本市類似団体

経営比較分析表における類似団体は、給水人口規模により分類されています。本市水道事業の区分は「末端給水事業・15万人以上 30万人未満」の「A2」区分となっています。

表 2-7 「A2」区分における水道事業

都道府県・団体名称	
北海道 函館市	長野県 松本市
北海道 釧路市	静岡県 沼津市
北海道 帯広市	静岡県 富士市
北海道 苫小牧市	静岡県 磐田市
青森県 青森市	愛知県 豊川市
青森県 弘前市	愛知県 刈谷市
青森県 八戸圏域水道企業団	愛知県 安城市
岩手県 盛岡市	愛知県 西尾市
岩手県 岩手中部水道企業団	三重県 津市
宮城県 石巻地方広域水道企業団	三重県 松阪市
秋田県 秋田市	三重県 鈴鹿市
山形県 山形市	京都府 宇治市
福島県 福島市	大阪府 岸和田市
茨城県 水戸市	大阪府 茨木市
茨城県 日立市	大阪府 八尾市
茨城県 つくば市	大阪府 寝屋川市
茨城県 茨城県南水道企業団	大阪府 和泉市
群馬県 伊勢崎市	兵庫県 伊丹市
埼玉県 熊谷市	兵庫県 加古川市
埼玉県 春日部市	兵庫県 宝塚市
埼玉県 上尾市	兵庫県 川西市
埼玉県 草加市	鳥取県 鳥取市
埼玉県 新座市	鳥取県 米子市
埼玉県 久喜市	島根県 松江市
埼玉県 坂戸、鶴ヶ島水道企業団	広島県 呉市
千葉県 佐倉市	山口県 下関市
千葉県 流山市	山口県 宇部市
千葉県 八千代市	山口県 山口市
神奈川県 小田原市	徳島県 徳島市
神奈川県 秦野市	高知県 高知市
新潟県 長岡市	福岡県 久留米市
新潟県 上越市	福岡県 春日那珂川水道企業団
福井県 福井市	佐賀県 佐賀市
山梨県 甲府市	長崎県 佐世保市
長野県	宮崎県 都城市
長野県 長野市	—

2.4.3 経営比較分析表における各指標推移

(1) 経営の健全性・効率性

① 経常収支比率

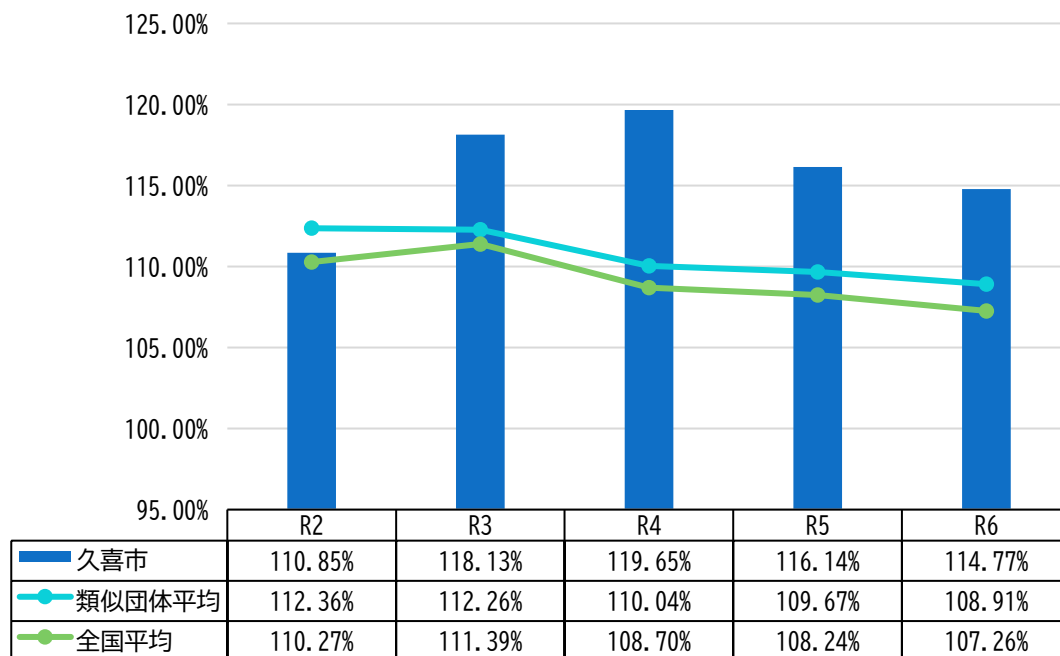


図 2-2 過去5年間の経常収支比率の推移

計算式	$\text{経常収支比率(\%)} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
指標の説明	経常収支比率とは、給水収益等の収益（経常収益）で維持管理費や支払利息等の費用（経常費用）をどの程度賄えているかを表す指標です。単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上であることが求められます。
評価	本市水道事業では、過去5年間に於いて 100%以上を維持しており、健全な経営を続けている状況です。 なお、令和2年度については、コロナ禍における市民生活や事業活動を支援するために、水道料金収入を財源として、水道料金の基本料金2か月分の免除を実施した影響により数値が低下しています。また、令和4年度についても、物価高騰対策として同様の免除を実施しましたが、地方創生臨時交付金を活用したため、指標への影響はありません。

② 累積欠損金比率

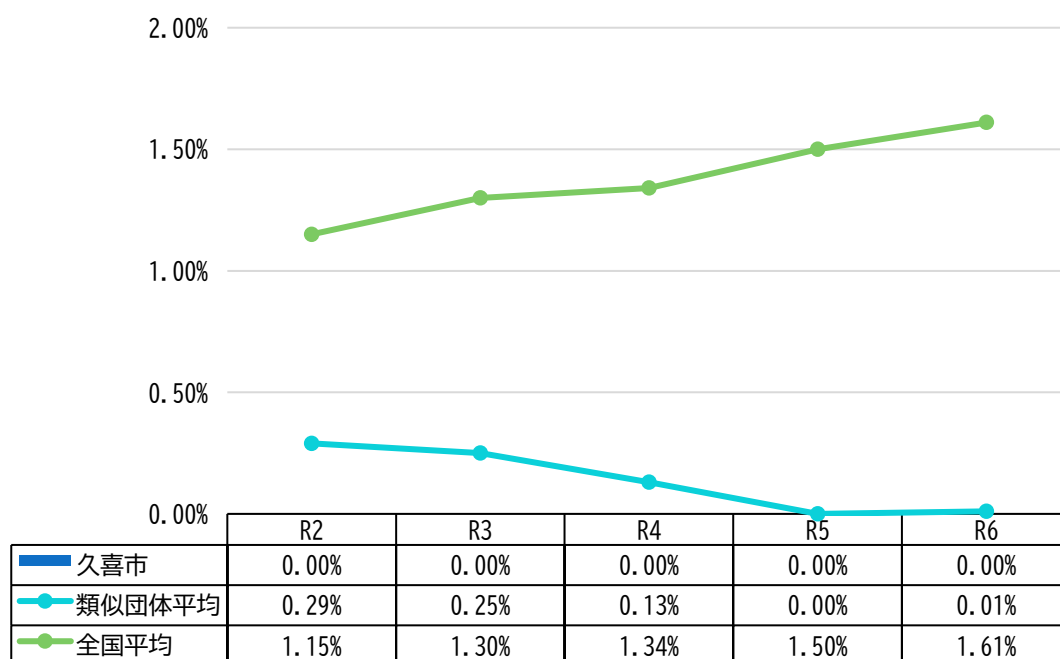


図 2-3 過去5年間の累積欠損金比率の推移

計算式	$\text{累積欠損金比率(\%)} = \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{(\text{営業収益} - \text{受託工事収益})} \times 100$
指標の説明	累積欠損金比率とは、営業収益に対する累積欠損金の状況であり、営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補てんすることができず、複数年度にわたって累積した損失を表す指標です。累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。
評価	本市水道事業では、過去5年間に於いて0%を維持しており、健全な経営を続けている状況です。

③ 流動比率

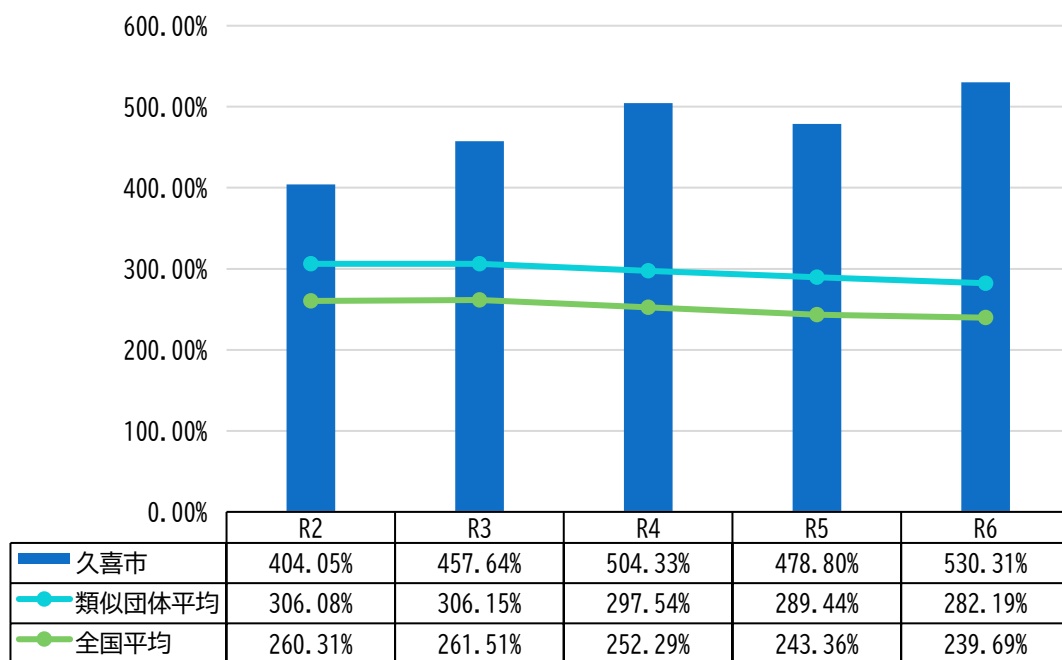


図 2-4 過去 5 年間の流動比率の推移

計算式	$\text{流動比率(\%)} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
指標の説明	流動比率とは、短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。1 年以内に支払わなければならない債務（流動負債）に対して、支払うことができる現金等（流動資産）がある状況を示している 100%以上であることが求められます。
評価	本市水道事業では、過去 5 年間に於いて 100%以上を維持しており、短期的な債務に対する支払い能力を有しています。

④ 企業債残高対給水収益比率

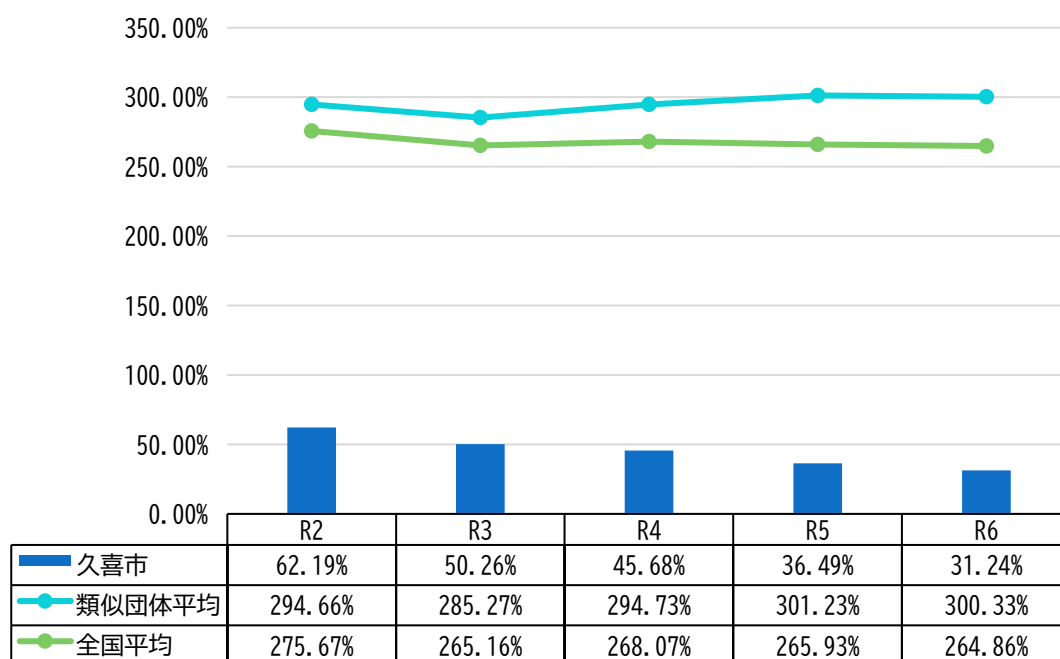


図 2-5 過去5年間の企業債残高対給水収益比率の推移

計算式	$\text{企業債残高対給水収益比率(\%)} = \frac{\text{企業債残高}}{\text{給水収益}} \times 100$
指標の説明	企業債残高対給水収益比率とは、給水収益に対する施設の建設や改良等のために借り入れた企業債残高の割合を示す指標です。
評価	本市水道事業では、過去5年間に於いて、全国平均値や類似団体平均値を下回っており、企業債の発行が抑制されていることを示しています。今後も必要な更新を先送りにしないよう、施設や設備の状況を考慮して企業債の発行を検討していきます。

⑤ 料金回収率

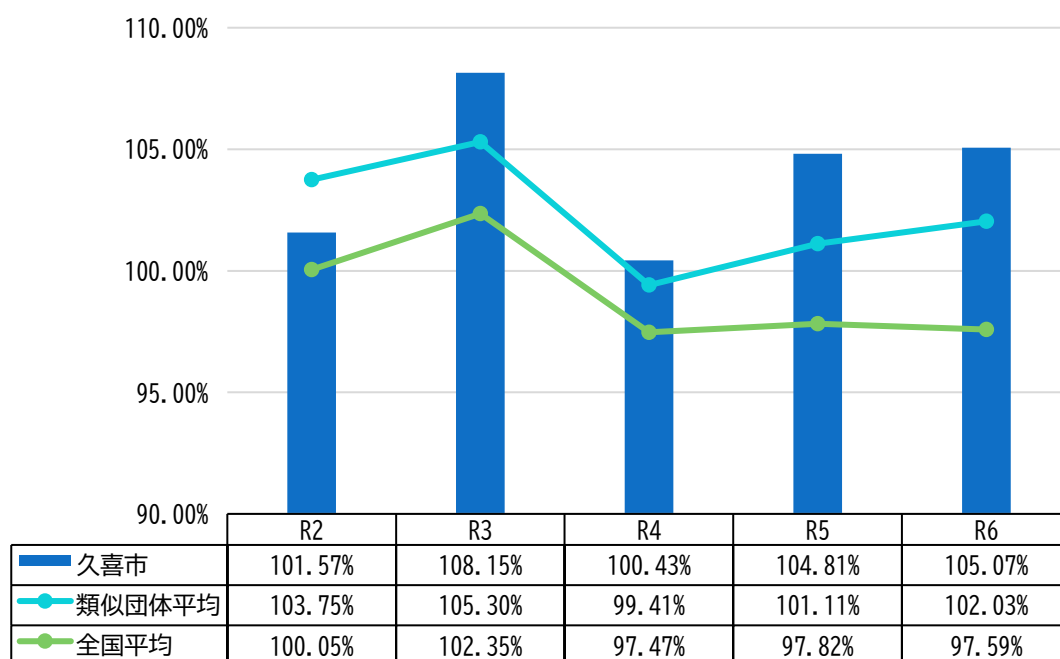


図 2-6 過去5年間の料金回収率の推移

計算式	$\text{料金回収率(\%)} = \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$
指標の説明	料金回収率とは、給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表す指標です。給水に係る費用が給水収益で賄えていることを示す100%以上であることが求められます。
評価	本市水道事業では、過去5年間において100%以上を維持しており、健全な経営が続けている状況です。 なお、令和2年度については、コロナ禍における市民生活や事業活動を支援するために、水道料金収入を財源として、水道料金の基本料金2か月分の免除を実施した影響により数値が低下しています。また、令和4年度についても、交付金を活用した同様の免除を実施した影響により数値が低下しています。

⑥ 給水原価

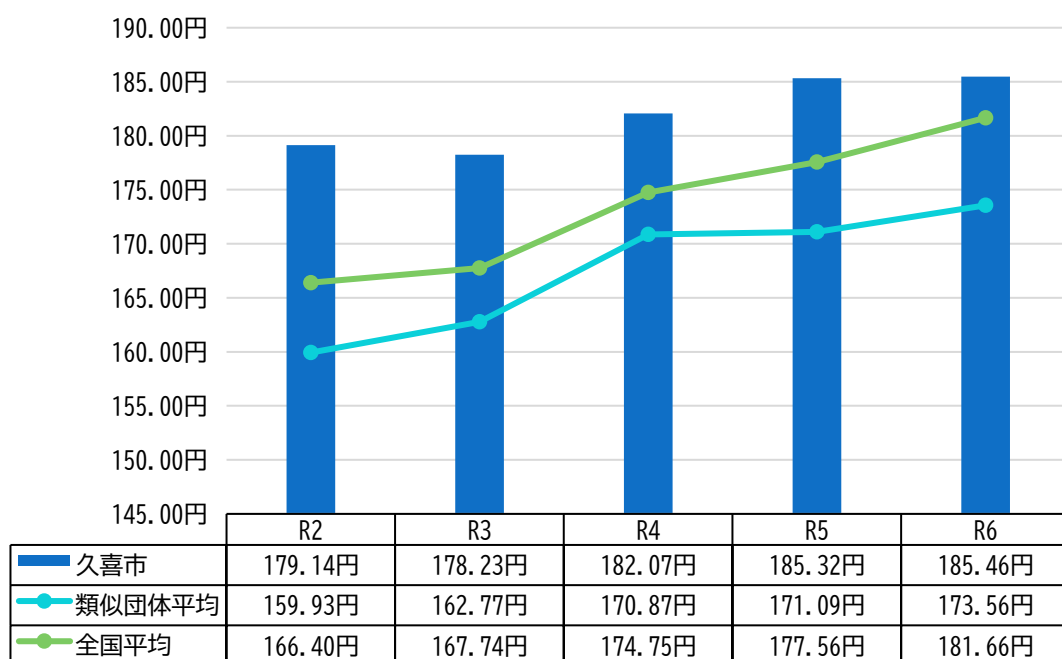


図 2-7 過去5年間の給水原価の推移

計算式	$\text{給水原価(円)} = \frac{\{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}\}}{\text{年間総有収水量}} \times 100$
指標の説明	給水原価とは、有収水量 1 m ³ あたりの費用を表す指標です。
評価	本市水道事業では、過去5年間において、増加傾向にあり、全国平均値や類似団体平均値を上回っています。これは、給水原価に係る費用のうち、受水費や減価償却費などの構成割合が高いことが要因と推測されます。令和8年度より、県水単価の値上げが実施されたため、今後はさらに増加することが予想されます。

⑦ 施設利用率

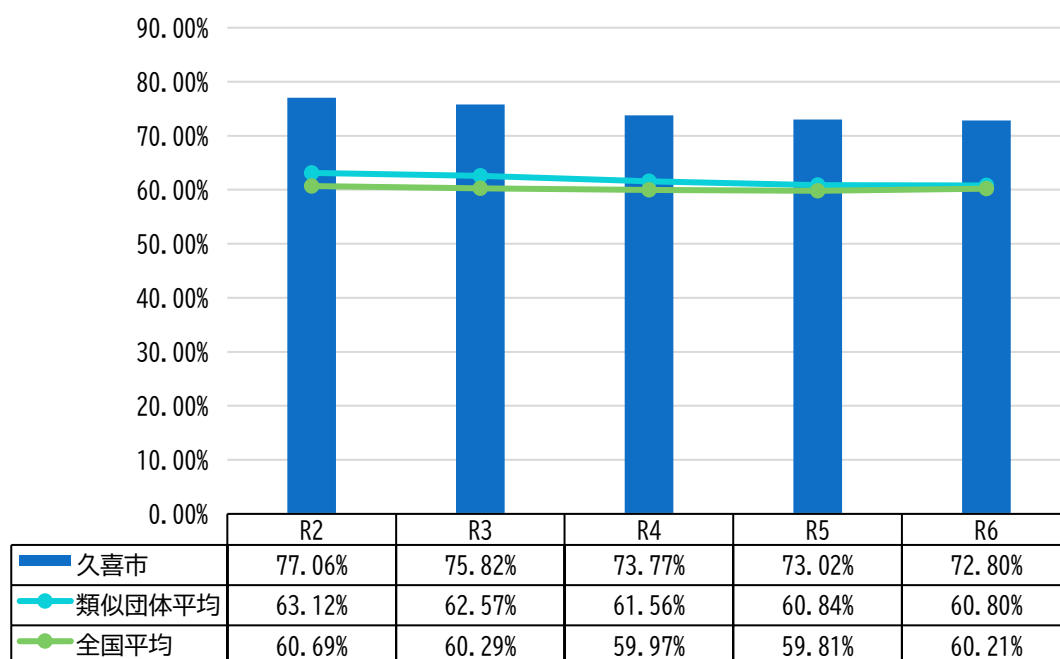


図 2-8 過去5年間の施設利用率の推移

計算式	$\text{施設利用率(\%)} = \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$
指標の説明	施設利用率とは、一日配水能力に対する一日平均給水量の割合で、水道施設の利用状況や適性規模を判断する指標です。一般的に高い数値であることが望ましいとされていますが、老朽化した施設の更新や事故対応などのためには、一定の余裕が必要となります。
評価	本市水道事業では、過去5年間に於いて 72%以上を維持し、全国平均値や類似団体平均値を上回っているため、一定の余裕を保ちながら施設を効率的に活用できています。

⑧ 有収率

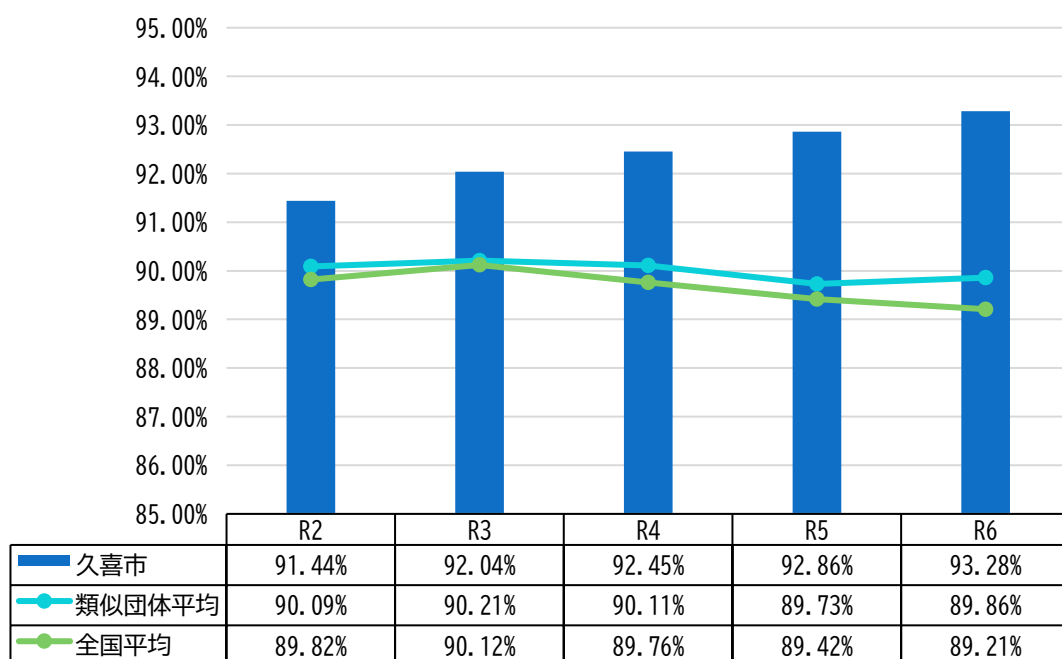


図 2-9 過去5年間の有収率の推移

計算式	$\text{有収率(\%)} = \frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$
指標の説明	有収率とは、年間の配水量に対する有収水量の割合を表す指標です。数値が低い場合は、配水した水道水に漏水等が生じている可能性が考えられます。
評価	本市水道事業では、過去5年間に於いて 90%以上を維持し、全国平均値や類似団体平均値を上回っていますが、引き続き老朽管の更新や漏水調査の実施などにより、有収率の維持、向上に努める必要があります。

(2)老朽化の状況

① 有形固定資産減価償却率

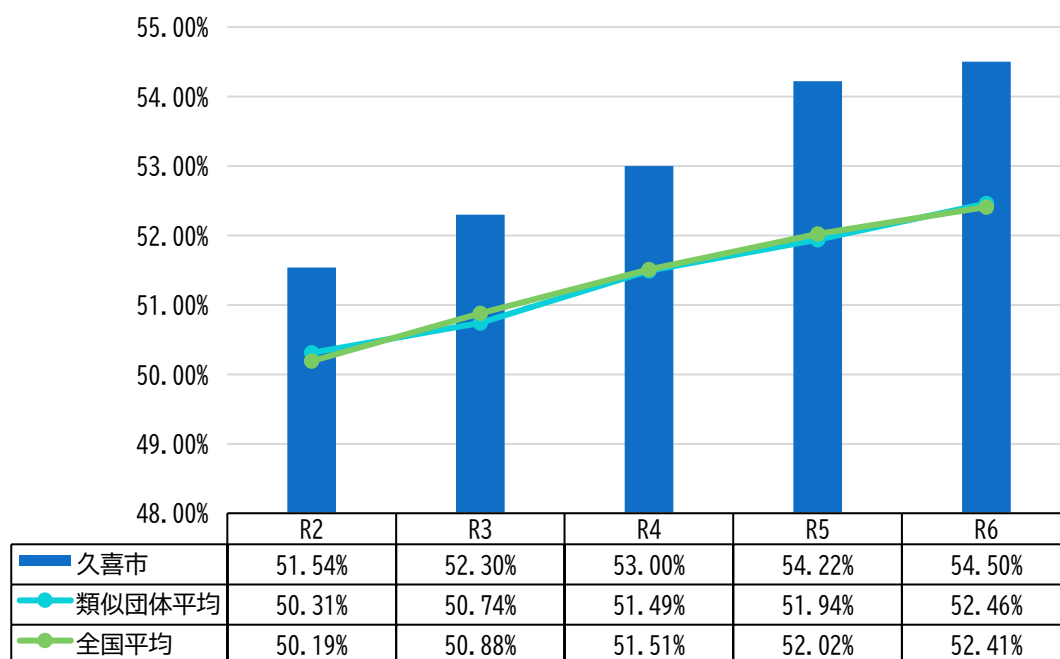


図 2-10 過去5年間の有形固定資産減価償却率の推移

計算式	$\text{有形固定資産減価償却率(\%)} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$
指標の説明	有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却の進行程度を表す指標です。数値が高いほど法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来における施設の更新等の必要性を推測することができます。
評価	本市水道事業では、過去5年間に於いて増加傾向にあり、全国平均値や類似団体平均値を上回っているため、施設や設備の償却が進んでいる状況です。

② 管路経年化率

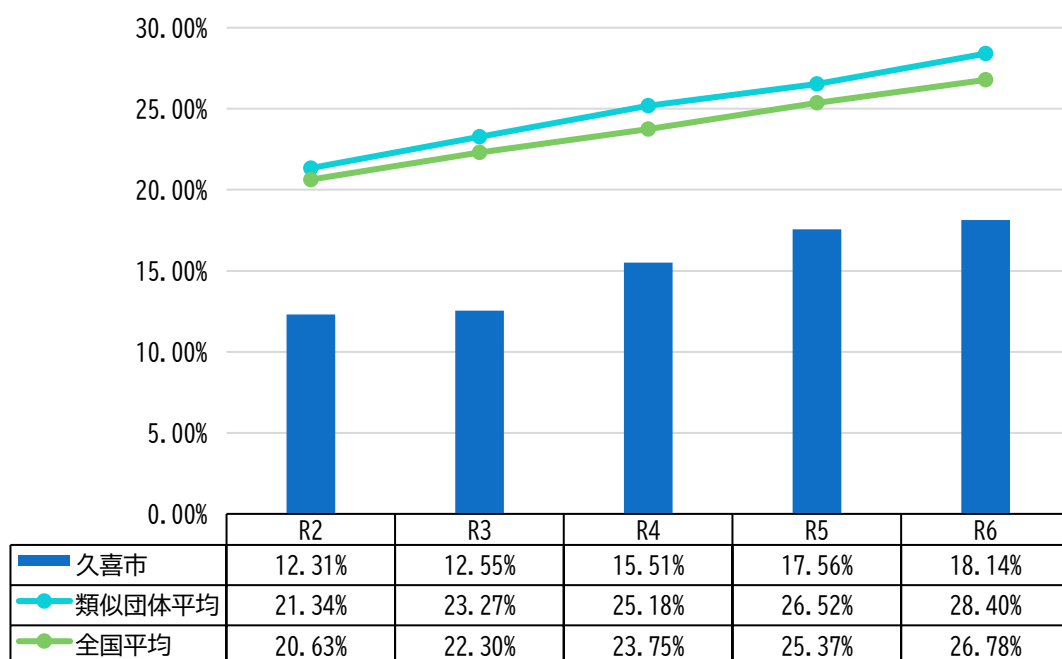


図 2-11 過去5年間の管路経年化率の推移

計算式	$\text{管路経年化率(\%)} = \frac{\text{法定耐用年数を経過した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$
指標の説明	管路経年化率とは、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標であり、管路の老朽化度合を示しています。
評価	全国的に増加傾向であり、管路の老朽化が進行している状況です。漏水調査や水管橋の点検結果を踏まえた不具合箇所の早期発見・早期修繕により、長寿命化を図りながら、計画的に管路を更新していきます。

③ 管路更新率

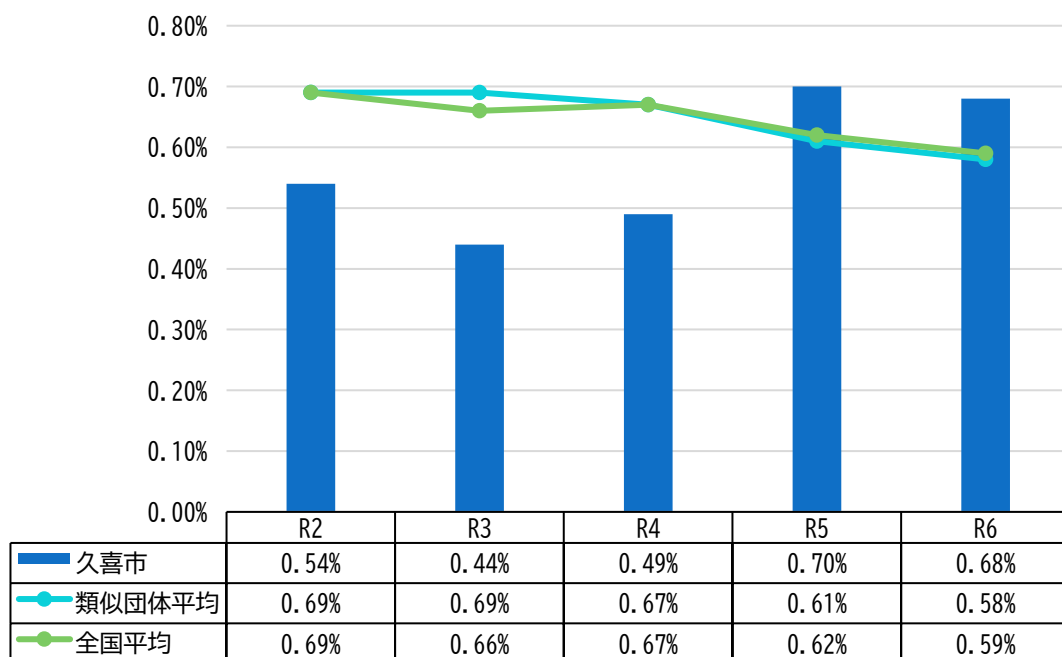


図 2-12 過去5年間の管路更新率の推移

計算式	$\text{管路更新率(\%)} = \frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$
指標の説明	管路更新率とは、水道管の総延長に対して当該年度に更新した水道管延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握することができます。
評価	本市水道事業では、積極的な管路更新の実施により、令和5年度には0.70%まで上昇し、全国平均値や類似団体平均値を上回っています。今後も優先度の高い管路から更新し、強靱化を図る必要があります。

2.4.4 経営の課題

(1) 水道施設の老朽化

水道施設については、有形固定資産減価償却率及び管路経年化率が増加傾向となっており、老朽化が進んでいます。

今後も更新需要の増加が見込まれるため、漏水調査や水道管洗浄作業などの適切な維持管理を行い、長寿命化を図るとともに、更新や耐震化を行うための財源を確保する必要があります。

(2) 適正な水道料金の検討

経常収支比率や料金回収率は、過去5年間に於いて100%以上を維持しており、全国平均値や類似団体平均値を上回っているため、良好な経営状況が維持できています。

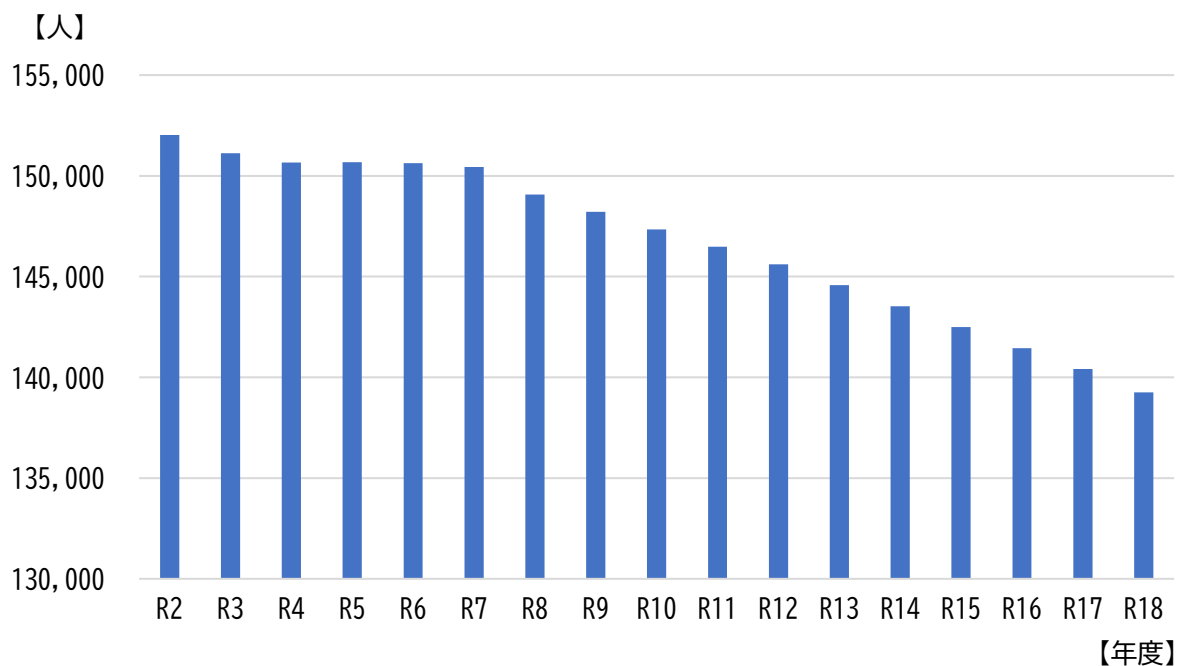
今後は、人口減少に伴い給水収益の減少が見込まれる一方で、物価上昇や県水単価の値上げ等による経費の上昇が予測され、厳しい経営状況が見込まれます。

このような状況の中で、水道事業が安定給水を継続するために必要となる適正な水道料金について、検討する必要があります。

3 将来の事業環境

3.1 給水人口の予測

給水人口の実績については、減少傾向となっています。将来推計についても減少傾向となる見込みであり、令和7年度の実績値 150,444 人に対し、目標年度である令和18年度は 139,246 人となり、11,198 人減少（約 7.4%減少）する見込みです。



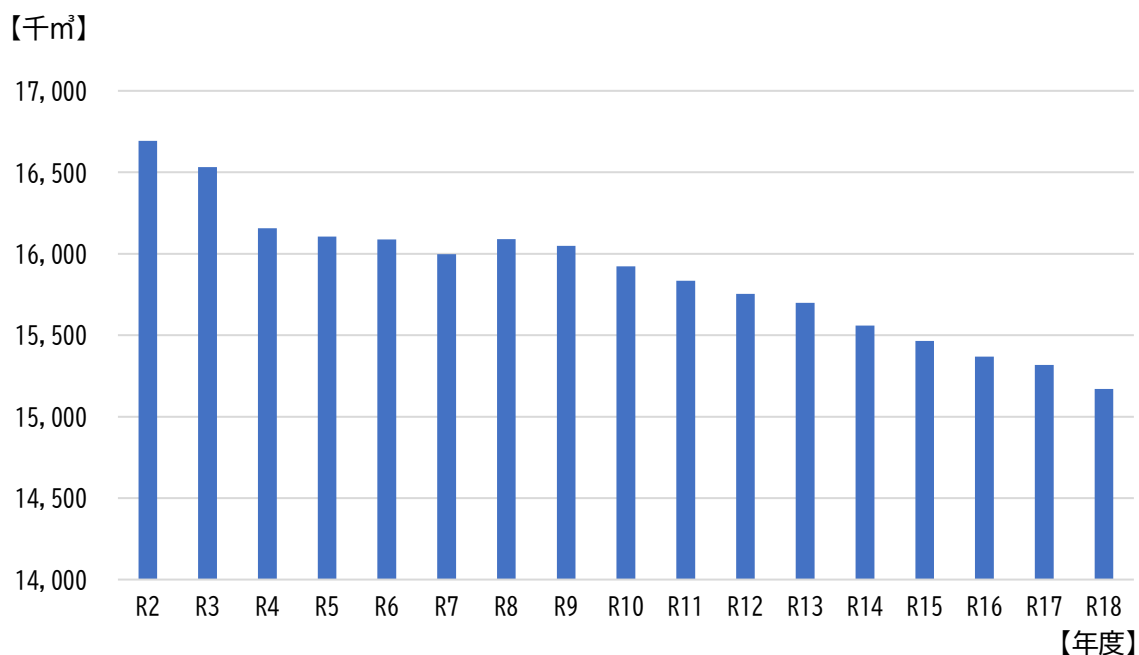
区分	決算					
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
給水人口 (人)	152,020	151,117	150,658	150,678	150,628	150,444

区分	推計期間										
	計画期間										
年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
給水人口 (人)	149,073	148,209	147,345	146,480	145,616	144,574	143,533	142,491	141,449	140,407	139,246

図 3-1 給水人口の推移

3.2 水需要の予測

水需要の実績については、減少傾向となっています。将来推計についても、給水人口の減少に伴い、減少傾向となる見込みであり、令和7年度の有収水量の実績値15,997千 m^3 に対し、目標年度である令和18年度は15,170千 m^3 となり、827千 m^3 （約5.2%）減少する見込みです。



区分	決算					
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
有収水量 (千 m^3)	16,692	16,531	16,157	16,106	16,087	15,997

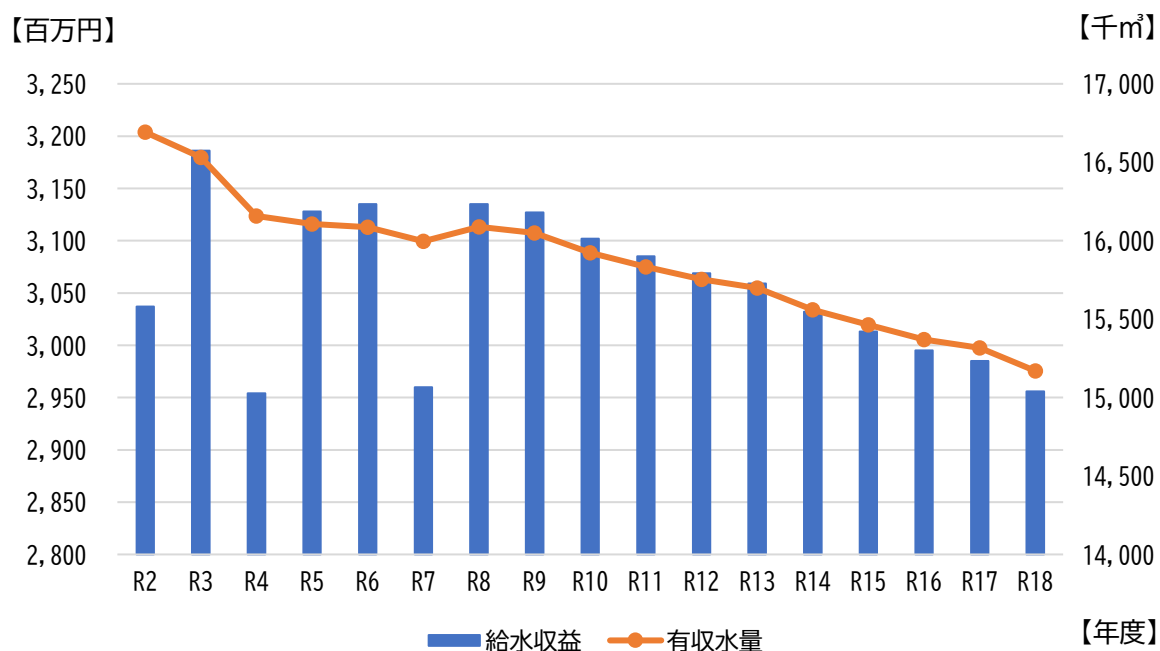
区分	推計期間										
	計画期間										
年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
有収水量 (千 m^3)	16,089	16,049	15,922	15,834	15,753	15,699	15,560	15,464	15,369	15,317	15,170

図 3-2 有収水量の推移

3.3 料金収入の予測

料金収入の実績については、近年はおおむね横ばいで推移しており、将来推計については、有収水量の減少に比例して、減少傾向となる見込みです。

なお、令和2年度、令和4年度及び令和7年度については、水道料金の基本料金2か月分の免除を実施した影響により、給水収益及び供給単価が減少しています。



区分	決算					
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
給水収益 (百万円)	3,037	3,186	2,954	3,128	3,135	2,960
有収水量 (千m³)	16,692	16,531	16,157	16,106	16,087	15,997
供給単価 (円)	182.0	192.8	182.8	194.2	194.9	185.1

区分	推計期間										
	計画期間										
年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
給水収益 (百万円)	3,135	3,127	3,102	3,085	3,069	3,059	3,032	3,013	2,995	2,985	2,956
有収水量 (千m³)	16,089	16,049	15,922	15,834	15,753	15,699	15,560	15,464	15,369	15,317	15,170
供給単価 (円)	194.9	194.9	194.9	194.9	194.9	194.9	194.9	194.9	194.9	194.9	194.9

図 3-3 給水収益の推移

3.4 組織の見通し

本市水道事業の職員数は、令和２年度末の 29 人から令和 7 年度末では 28 人へと減少しています。今後も職員数の大幅な増加は見込めないことから、研修等に積極的に参加するとともに、組織力強化を継続するため、職員間における技術力継承等を通じて、職員個々の技術力向上を図ります。

4 経営の基本方針

4.1.1 方針

本市水道ビジョンは、「将来へ引き継ぐ安全・安心な水道」を将来像に定め、「安全」「強靱」「持続」の観点から各種方策を示しています。

本経営戦略は、本市水道ビジョンの経営戦略のみを切り離し、より一層経営と財政の課題に着眼した実践的な計画という位置づけであることから、本市水道ビジョンの基本方針である「水道事業の将来像」と「目指すべき方向性」を踏襲し、安全・安心な水道水の安定供給と健全経営の継続を目指していきます。

<水道事業の将来像>

将来へ引き継ぐ安全・安心な水道

<目指すべき方向性>

安全：安全で信頼される水道

強靱：災害に強い、しなやかな水道

持続：健全で安定した経営が続く水道

<方策一覧>

表 4-1 本市水道ビジョンにおける方策一覧

区分		課題	方策
安全	水源	地下水の取扱い	取水量の適正な管理
		県水の安定受水	埼玉県企業局等関係機関との連携
	水質	地下水及び水道水の水質管理	水質監視の継続及び衛生行政との連携
強靱	浄水場	設備の適切な更新	設備の維持・管理による長寿命化 設備の計画的な更新
		施設規模の適正化	施設規模の検討
		大規模地震対策	施設設備の耐震化の推進
		浸水対策	耐水化の推進
	管路	管路の適切な更新	管路の計画的な更新
		大規模地震対策	管路の耐震化の推進
		配水ブロック再編の推進	補強連絡管の整備
	危機管理	応急給水体制の強化	迅速で効果的な応急給水体制の構築
		災害復旧マニュアルの見直し	災害復旧マニュアルの更新
		災害訓練の継続実施	多様な災害訓練の実施
		応援・協力体制の充実	関係機関等との連携強化
持続	運営体制	健全な財政状況の維持	合理的な事業運営の実施 水道料金の適正な管理
		組織体制の強化	職員技術力の向上
		情報提供方法の充実	多様な情報発信ツールの活用
		業務の更なる効率化	デジタル化の推進
		広域連携の取組み	事業連携に関する調査
		官民連携の調査	民間委託の活用
	環境対策	環境負荷低減の取組み	省エネルギー機器の導入
			太陽光パネルの設置調査
			電気自動車等の導入

5 投資・財政計画（収支計画）

5.1 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

5.1.1 概要

投資・財政計画は、財政的な健全性を確保した経営を行うため、「投資試算」をはじめとする支出と、「財源試算」により示される収入が均衡した形で策定しています。

また、本経営戦略の計画期間は令和9年度から令和18年度ですが、長期的な視点を考慮するため、令和8年度から令和47年度までの40年間を推計しています。

5.1.2 投資試算

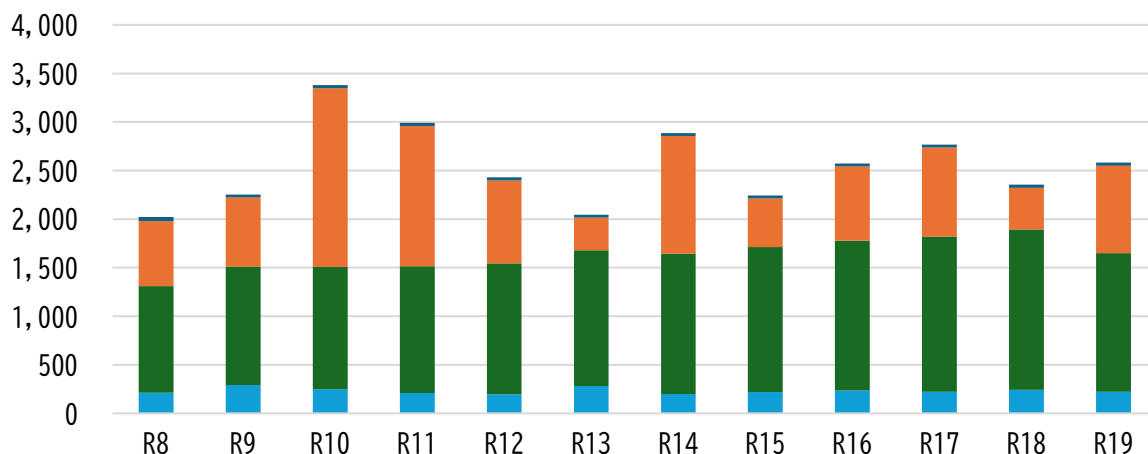
（1）目標

- ① 施設及び管路の耐震化を推進すること。
- ② 施設規模の効率化を図ること。
- ③ 設備の更新を着実に進めること。

（2）投資についての説明

令和8年度から令和18年度における事業計画を反映した投資計画を図5-1に示します。令和19年度以降については、事業計画の平均値を設定しています。

【百万円】



	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19以降
■量水器	49	30	31	33	31	28	29	29	30	31	33	31
■浄水施設費	667	709	1,839	1,443	855	337	1,214	501	765	916	427	901
■配水管布設費	1,097	1,220	1,261	1,305	1,349	1,396	1,444	1,493	1,544	1,597	1,652	1,426
■その他	214	293	248	209	195	283	198	220	235	223	242	224
合計	2,027	2,252	3,379	2,990	2,430	2,044	2,885	2,243	2,574	2,767	2,354	2,582

図 5-1 投資計画

また、投資計画における各浄水場の主な事業内容について、表 5-1 に示します。
 管路については、口径の大きい非耐震管を優先するとともに、漏水の発生状況や水道事業以外（道路、河川、電気、ガスなど）の工事実施状況を考慮しながら、効率的かつ効果的に耐震化を推進していきます。

表 5-1 各浄水場の主な事業内容

浄水場	主な事業内容
吉羽浄水場	配水ポンプや遠隔監視装置、中央監視制御装置の更新など
本町浄水場	配水ポンプや受変電設備、計装設備の更新など
森下浄水場	配水池の築造や中央監視制御装置、計装設備の更新など
佐間浄水場	配水池の築造や計装設備、配水ポンプの更新など
鷺宮浄水場	遠方監視装置や中央監視制御装置、受変電設備の更新など
八甫浄水場	自家発電機や中央監視制御装置、計装設備の更新など

5.1.3 財源試算

(1) 目標

- ① 収益的収支が黒字であること。
- ② 料金回収率が 100%以上であること。
- ③ 資金残高は 20 億円以上を確保すること。
- ④ 企業債残高が将来にかけて逡増しないこと。

(2) 財源についての説明

< 収益的収入 >

推計項目	推計方法
給水収益	各年度の有収水量推計値×供給単価 供給単価は令和 6 年度の決算値としています。
水道利用加入金	令和 2 年度から令和 6 年度までの平均値から算出しています。
長期前受金戻入	既往資産分+新規資産予定分 耐用年数については表 5-2 に示すとおりとしています。
その他	令和 2 年度から令和 6 年度までの平均値から算出しています。

< 資本的収入 >

推計項目	推計方法
企業債	資金残高 20 億円の維持を目標に、適切な範囲で借入します。借入条件については、表 5-3 のとおりとしています。
工事負担金	令和 2 年度から令和 6 年度までの平均値から算出しています。

<条件>

表 5-2 資産区分別耐用年数

資産区分	耐用年数
建築	50 年
土木	60 年
電気	20 年
機械	15 年
計装	10 年
量水器	8 年
管路	40 年

表 5-3 企業債借入条件

項目	条件	
	建築・土木・管路	機械・電気・計装
償還方法	元金均等	元金均等
償還期間	30 年	15 年
据置期間	なし	なし
利率	2.90%	2.10%

※地方公共団体金融機構による貸付利率を採用

令和 8 年 1 月 28 日以降適用

別表第 4 の 2（第 6 条及び第 8 条関係）

固定金利方式・機構特別利率・半年賦元金均等

5.1.4 投資以外の経費について

<収益的支出>

推計項目	推計方法
人件費	<u>人件費単価×職員数×人件費上昇率</u> 人件費単価は令和 2 年度から令和 6 年度までの決算値から算出しています。人件費上昇率については表 5-4 のとおりとしています。
動力費	<u>動力費単価×有収水量推計値×物価上昇率</u> 動力費単価は令和 6 年度の有収水量 1 m ³ あたりの動力費としています。物価上昇率については表 5-4 のとおりとしています。
減価償却費	<u>既往資産分+新規資産予定分</u> 耐用年数については表 5-2 に示すとおりとしています。
支払利息	<u>既往借入分+新規借入予定分</u> 借入条件は表 5-3 に示すとおりとしています。
その他	令和 2 年度から令和 6 年度の平均値から算出しています。物価上昇を見込むべき費用には物価上昇率を乗じています。物価上昇率については表 5-4 のとおりとしています。

<資本的支出>

推計項目	推計方法
事務費	人件費については、収益的支出と同様に算出しています。
	委託料については、令和 6 年度の「浄水施設費」、「配水管布設費」に対する委託料割合を両事業費に乘じることで算出しています。
企業債償還金	<u>既往借入分+新規借入予定分</u> 借入条件は表 5-3 に示すとおりとしています。

<条件>

表 5-4 物価上昇率及び人件費上昇率

年度		消費者物価指数		人事院 勧告
		R2 年基準	前年度比 (%)	(%)
2016	H28	98.1	-0.1	0.17
2017	H29	98.6	0.5	0.15
2018	H30	99.5	0.9	0.16
2019	R1	100.0	0.5	0.09
2020	R2	100.0	0.0	-
2021	R3	99.8	-0.2	-
2022	R4	102.3	2.5	0.23
2023	R5	105.6	3.3	0.96
2024	R6	108.5	2.9	2.76
2025	R7	113.2	4.7	3.62
10 年平均値		—	1.5	1.02

※消費者物価指数は 2020 年度基準

※人事院勧告の R2、3 年度は据え置き

5.1.5 財政シミュレーション

(1) 概要

財政シミュレーションにおいて、損益赤字が発生した場合、独立採算制の原則に基づき、料金改定を実施することで改善を図ることとし、シミュレーションのパターンは「料金改定なし」と「料金改定あり」の2つとしています。

また、財源試算の目標を財政シミュレーションにおける評価条件としています。

(2)「料金改定なし」の結果

① 収益的収支が黒字であること

料金改定を行わない場合、物価上昇等による費用の増加や企業債の発行に伴う支払利息の増加により、令和 12 年度に損益赤字が発生しました。したがって、料金改定による財源確保が必要となります。

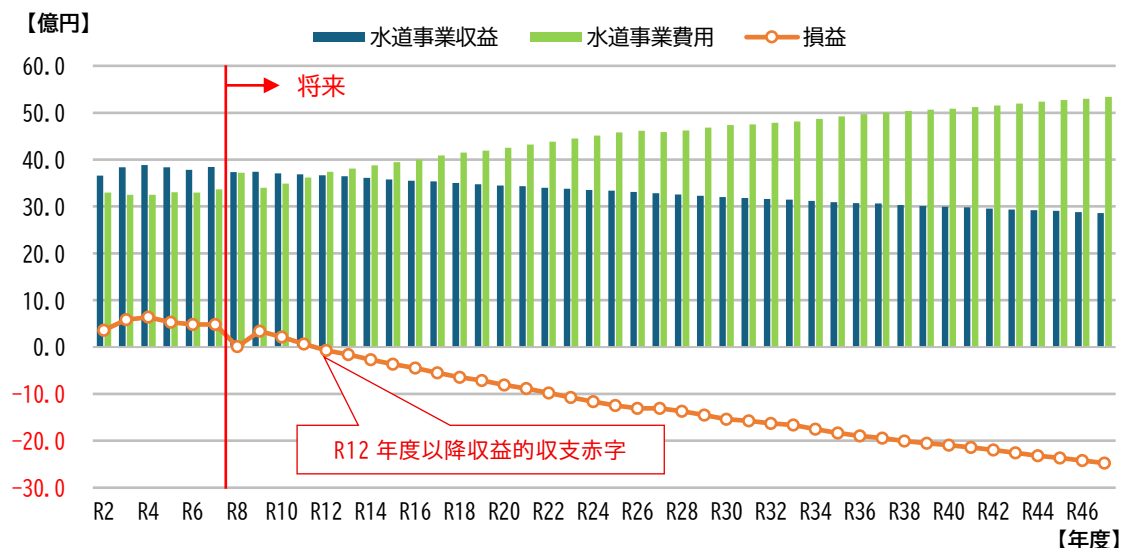


図 5-2 「料金改定なし」の場合の収益的収支

② 料金回収率が 100%以上であること

料金改定を行わない場合は、物価上昇等により給水原価が上昇していく一方で、供給単価は一定で推移するため、令和 8 年度以降、100%を下回る結果となりました。

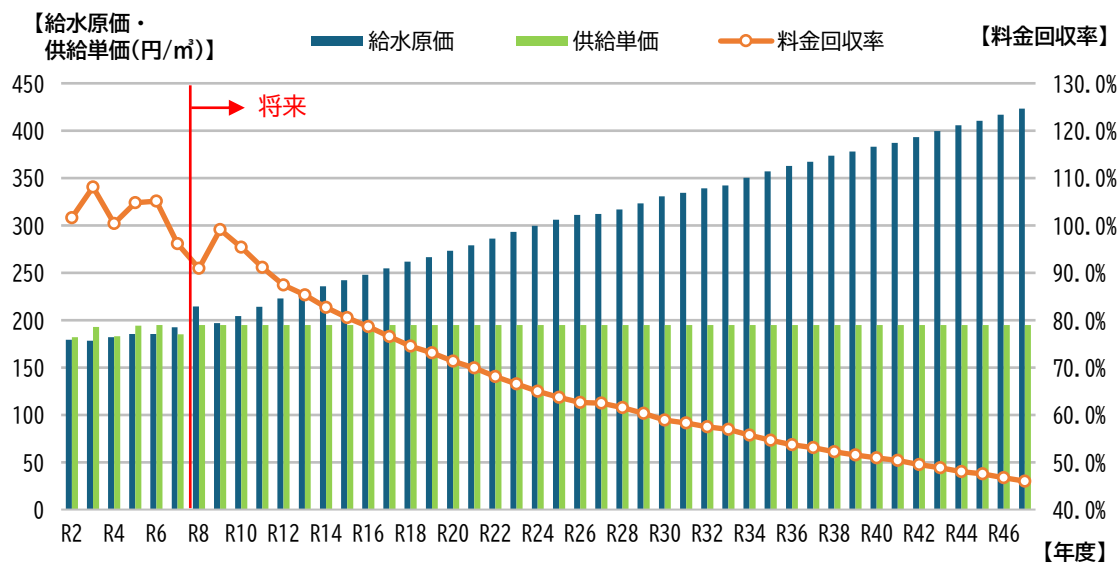


図 5-3 「料金改定なし」の場合の料金回収率

③ 資金残高は 20 億円以上を確保すること

料金改定を行わない場合は、物価上昇等により費用が増加していく一方で、将来の水需要の減少に伴って給水収益が減少していくため、令和 10 年度以降 20 億円を下回り、令和 17 年度にマイナスとなります。

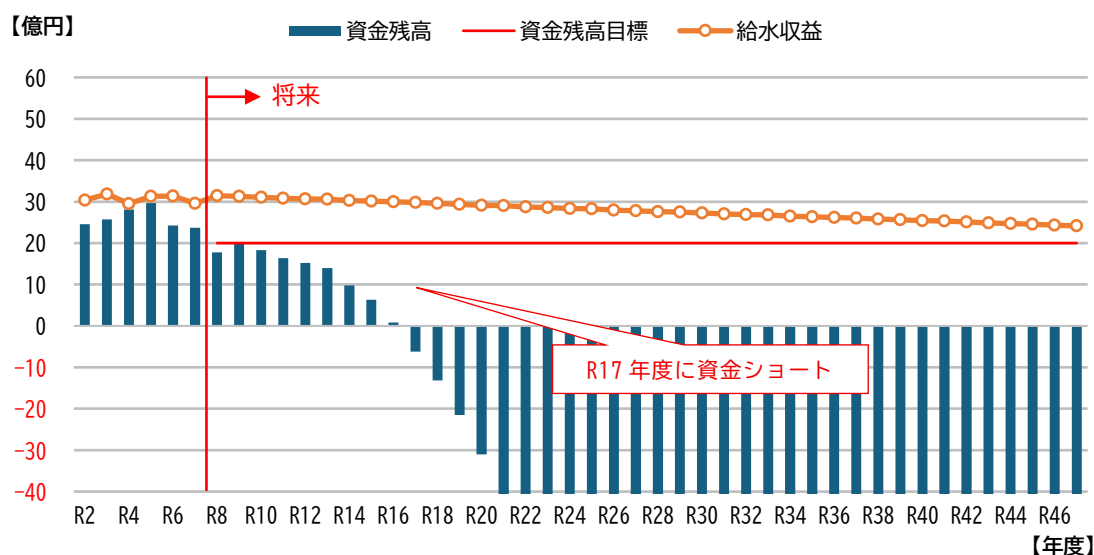


図 5-4 「料金改定なし」の場合の給水収益・資金残高

④ 企業債残高が将来にかけて逡増しないこと

料金改定を行わない場合は、建設改良費の財源に充てる企業債の発行が増加するため、企業債残高が増加し続けます。令和 32 年度には、企業債残高が約 200 億円、企業債残高対給水収益比率が約 750%に達し、以降も増加し続けます。

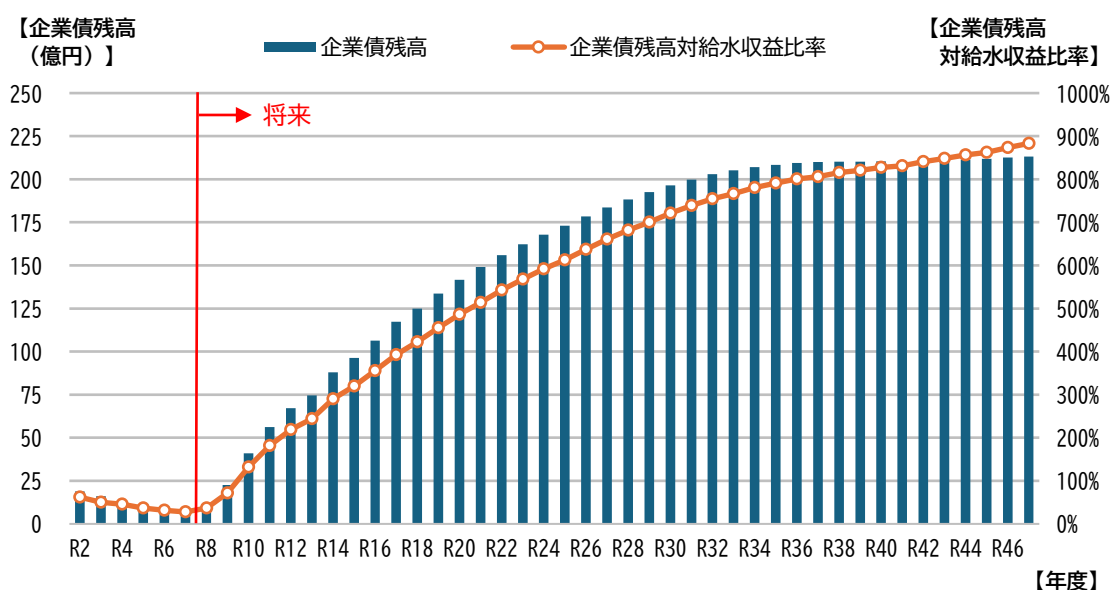


図 5-5 「料金改定なし」の場合の企業債残高

(3)「料金改定あり」の結果

- ① 収益的収支が黒字であること
- ② 料金回収率が 100%以上であること
- ③ 資金残高は 20 億円以上を確保すること
- ④ 企業債残高が将来にかけて逡増しないこと

審議会にて得た結論を掲載

5.2 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組みや今後検討予定の取組みの概要

5.2.1 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

（１）施設・設備の適正化

施設・設備の更新時には、人口や水需要予測等を考慮した上で、施設規模等の適正化を検討していきます。

（２）デジタル化の推進

業務の更なる効率化を図るため、AI 技術の活用などについて引き続き調査を進め、費用対効果について検証していきます。

5.2.2 財源についての検討状況等

（１）水道料金水準の検討

令和 12 年度には、損益赤字が生じる見込みであることから、令和 9 年度に料金改定を実施します。また、その後も健全な経営を継続するため、5 年ごとに適正な料金を算定していきます。

（２）国庫補助金等の活用

国による財政支援策等の動向を注視し、補助金等を適切に活用することで、財源の確保を図りながら安定した事業運営に取り組んでいきます。

（３）企業債の借入

将来世代への過度な負担を避けるため、将来にわたって企業債残高が減少に転じるように、計画的な企業債の発行を行っていきます。

6 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

本経営戦略は、投資・財政計画の進捗状況等について、下記 PDCA サイクルに沿って評価や検証を行い、計画の遂行と将来像の実現を目指します。

水需要の動向や社会情勢の変化等を考慮し、時代に即した適切な経営戦略とするため、5年を目安に、検証結果や実績等を踏まえた見直しを行います。



図 6-1 経営戦略策定後の PDCA サイクル

別添資料

- ・ 投資・財政計画（料金改定あり）
- ・ 総務省雛形「別紙（法適・収益）」
- ・ 総務省雛形「別紙（法適・資本）」

審議会にて得た結論を掲載